

指定居宅介護支援事業  
指定介護予防支援事業  
指定居宅サービス事業

重要事項説明書

【令和6年6月1日 改訂】

和歌山県岩出市紀泉台432  
有限会社 とみた  
居宅介護支援事業所とみた  
訪問看護ステーションとみた  
ホームヘルパーステーションとみた

- ① TEL (0736)61-3722  
(月～金 9:00～17:30, 土 9:00～12:30)
- ② 在宅専用携帯電話 (緊急用)  
TEL 090-9700-8142  
(月～金 17:30～9:00, 土 12:30～9:00 日祝 終日)



# 居宅介護支援事業説明書

## 1. 事業の概要

- (1) 事業者の種類 指定居宅介護支援 令和5年4月1日 岩出市指定更新  
指定介護予防支援 令和6年4月1日 岩出市指定
- (2) 事業者の名称 居宅介護支援事業所とみた
- (3) 事業の目的 指定居宅介護支援事業および指定介護予防支援事業は介護保険法令に従い、利用者が居宅においての有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的としたサービスを提供します。
- (4) 電話番号 (0736)61-3722
- (5) 管理者 小長谷 結花
- (6) 利用時間帯 月～金 9:00～17:30 土 9:00～12:30 24時間連絡可能
- (7) 実施地域 岩出市・紀の川市・和歌山市

## 2. 職員の体制

管理者 1名 主任介護支援専門員 2名以上 介護支援専門員 3名以上

## 3. 居宅介護支援、介護予防支援事業の内容

- (1) 居宅サービス計画または介護予防サービス支援計画書（ケアプラン）の作成  
利用者及びその家族の希望、並びに把握された解決すべき課題に基づいて介護サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容を盛り込んだケアプランの原案を作成し同意を得ます。状況・状態の変化または更新・変更申請にともなう要支援・要介護認定を受けたときはケアプランの見直しを行います。
- (2) 居宅サービス事業所との連絡・調整  
利用者に応じた適切なサービスを受けられるよう、各事業所に連絡・調整いたします。
- (3) サービス実施状況の把握・評価  
サービスが適切に実施されているかどうかの把握、評価いたします。
- (4) 利用者状況の把握  
利用者と面接し、利用者の状況を把握いたします。
- (5) サービス担当者会議の開催  
利用者・主治医・サービス担当者等で課題を検討いたします。ケアプランの見直しによってサービスの内容を統一し、チームアプローチを円滑にいたします。
- (6) 給付管理  
当月における利用した介護サービスの種類や単位数を報告・管理いたします。
- (7) 要介護認定申請に対する協力・援助  
利用者が要介護認定の申請を円滑に行えるよう、援助・代行申請いたします。

## (8) 相談業務

医療・保健・福祉について総合的に相談に応じております。

## 4. 居宅介護支援および介護予防支援利用料は、利用者負担がありません。（1単位＝10円）

### (1) 要介護

<基本報酬>（担当件数が45件未満の場合）

要介護1・2 1,086単位/月 要介護3・4・5 1,411単位/月

<初回加算>

新規に居宅サービスを策定した場合又は要介護状態区分が2段階以上変更になった場合 300単位/月

<入院時情報連携加算> （入院されましたら医療機関へ担当ケアマネジャー及び連絡先をお伝えください。）

入院先に情報提供を行った場合 ・入院当日 250単位/月 ・入院後3日以内 200単位/月

<退院・退所加算> 退院・退所時に病院や施設と情報連携を行い、退院退所の調整を実施した場合

・カンファレンスなし 連携1回 450単位 連携2回 600単位

・カンファレンスあり 連携1回 600単位 連携2回 750単位 連携3回 900単位

<ターミナルケアマネジメント加算>

・終末期の利用者に対するケアマネジメントを行った場合 400単位/月

<通院時情報連携加算>

・受診に立ち合い、情報を連携し記録した場合 50単位/月

<特定事業所加算>

・特定事業所加算Ⅰ 519単位/月 ・特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

<集合住宅減算>

・基本報酬から5%減算（同一敷地内又は隣接する敷地に居住する利用者にサービス提供を行う場合）

### (2) 要支援

・基本報酬 472単位 ・初回加算（要介護と同要件） 300単位

## 5. 契約時等の説明

(1) ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所の選定について、利用者・家族は以下のことを求めることができます。

① 複数の事業所の紹介

② 当該事業所を位置付けた理由

③ 前6か月間において作成したケアプラン総数のうち、訪問介護、（地域密着型）通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合

④ 上記③のケアプランのうち、同一法人によって提供されたものが占める割合（上位3事業所）

## 6. 入院した場合のお願い

医療機関に担当のケアマネジャーの氏名及び連絡先を伝えてください。

# 指定訪問介護説明書

## 1. 事業者の概要

- |            |  |          |          |
|------------|--|----------|----------|
| (1) 事業者の種類 | 指定訪問介護   | 令和5年4月1日 | 和歌山県指定更新 |
| (2) 事業者の名称 | ホームヘルプステーションとみた  |          |          |
| (3) 事業の目的  | 指定訪問介護事業は介護保険法令に従い、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援することを目的としたサービスを提供します。 |          |          |
| (4) 電話番号   | (0736)61-3722  |          |          |
| (5) 管理者    | 久喜 佐枝子   |          |          |
| (6) 利用時間帯  | 24時間体制   |          |          |
| (7) 実施地域   | 岩出市・紀の川市・和歌山市  |          |          |

## 2. 職員の体制

介護保険法による人員基準に基づき、下記の職種の職員が勤務しております。

管理者	常勤	1名 (介護福祉士)
サービス提供責任者	常勤	1名以上 (利用者40名につき1名以上)
訪問介護員	常勤換算	2.5名以上

## 3. 訪問介護の主な内容

### (1) 身体介護中心型

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| ・移動介助      | ベッドからの移乗や体位変換の介護         |
| ・排泄介助      | 排泄時の介助やおむつ交換             |
| ・入浴介助      | 入浴時の介助や清拭等               |
| ・食事介助      | 食事の介助や見守り                |
| ・身体の清潔への介助 | 清拭や洗髪、口腔ケアの介助、衣類等の着脱等の介助 |

### (2) 生活援助中心型

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| ・調理援助 | 利用者の嗜好や疾病、身体の状況を考慮した調理 |
| ・洗濯援助 | 衣類の洗濯や寝具の乾燥、収納         |
| ・掃除援助 | 利用者の居室などの掃除            |
| ・買物援助 | 利用者から依頼された買物や薬の受け取り    |

#### 4. 訪問介護利用料金

下記料金表（基本サービス費）は、介護報酬単価の1割負担分を記載しております。一定の所得がある方は、2割又は3割負担となります。（介護負担割合証の提示をお願いします。）

##### ※基本サービス費

提供時間	身体介護（円）	提供時間	生活援助（円）
20分未満	163	20分以上45分未満	179
20分以上30分未満	244	45分以上60分未満	220
30分以上60分未満	387		

※介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各加算を加えた料金の24.5%乗じた金額。

※特定事業所加算（Ⅱ） 基本サービス費に10%加算

- ・訪問介護員に計画的な研修を実施しており、利用者様に合ったサービス内容等を検討する会議を定期的開催され、かつサービス提供責任者全員が3年以上の実務経験を有している場合。

※集合住宅減算1 基本サービス費に10%減算

- ・同一敷地内又は隣接する敷地に居住する利用者にサービス提供を行う場合

※次の場合に別途料金が加算されます。

- ・早朝（6時～8時）加算 25%増し
- ・夜間（18時～22時）加算 25%増し
- ・深夜（22時～6時）加算 50%増し

※初回加算 200円/月 サービス提供責任者が、新規に訪問介護計画成し、その利用者に対して、同月内で訪問介護を提供した場合

※緊急時訪問介護加算 100円/回

訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合

## 5. 自費料金

- ・近隣の店、スーパーなどに車、バイクを使用して買物に行った場合。
- ・薬局へ薬の受け取りに車、バイクを使用した場合。

1回につき 一律（往復） 100円

## 6. 緊急時の対応方針（24時間対応）

自宅にて、緊急訪問が必要な場合、利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたとき、サービス提供責任者又は訪問介護員が居宅サービス計画（ケアプラン）にない訪問介護（身体介護他）を速やかに対応いたします。

- ・連絡先：0736-61-3722（月～金 8：30～17：00、土 8：30～12：30）  
090-9700-8142（月～金 17：00～8：30、土 12：30～8：30、日祝終日）

## 7. サービス提供時間について

- ・サービスに掛る時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- ・大雨、大雪等の悪天候の際、サービス提供の日時の調整を依頼する場合があります。

## 8. 介護保険では適用できないサービスについて

- ・本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事
- ・庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても普通の生活に差し支えないもの
- ・大掃除など、普段やらないような家事

## 9. キャンセル料について

サービスをご利用にあたり、以下の場合はキャンセル料を申し受けます。

- ・訪問したが、事前の申し出なく本人が留守であった場合  
（家人はいたが、当日サービスを受ける利用者が留守である場合も含みます）

ただし、以下の場合、キャンセル料は掛かりません。

- ・訪問予定時間の1時間前までにキャンセルを申し出る連絡をいただいた場合
- ・利用者さまの病状の急変や急な入院等の場合

キャンセルしたサービス内容により異なります。（1訪問につき）

- ・身体介護 1500円
- ・生活援助 1130円
- ・身体介護＋生活援助 1260円

# 指定訪問看護説明書

## 指定介護予防訪問看護説明書

### 1. 事業者の概要

- (1) 事業者の種類 指定訪問看護 令和5年4月1日 和歌山県指定（更新）  
指定予防訪問看護 令和5年4月1日 和歌山県指定（更新）
- (2) 事業者の名称 訪問看護ステーションとみた
- (3) 事業の目的 指定訪問看護事業・指定介護予防訪問看護事業は介護保険法令に従い利用者が居宅においての有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように療養生活を支援し、心身の機能の維持・回復を目的としています。
- (4) 電話番号 (0736)61-3722
- (5) 管理者 前島 亜矢子
- (6) 利用時間帯 月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:30  
緊急時訪問看護加算の契約している方については携帯電話により24時間連絡可能としております
- (7) 実施地域 岩出市・紀の川市・和歌山市

### 2. 職員の体制

介護保険法による人員基準に基づき、下記の職種の職員が勤務しております。

管理者	常勤	1名			
訪問看護師	常勤	看護師	9名	准看護師	1名
	非常勤	看護師	5名		
理学療法士	常勤	1名	非常勤	1名	
作業療法士	非常勤	1名			

### 2. 訪問看護の主な内容

- (1) 医療的視点・技術に基づく療養上の世話  
入浴介助、清拭、食事や排泄の援助
- (2) 医療の指示に基づく診療の補助  
褥創・創部の処置、経管栄養、カテーテル、点滴の管理、在宅酸素療法の管理など
- (3) リハビリテーション  
理学・作業療法士、言語聴覚士と連携しての実施
- (4) 本人・家族への支援  
療養生活や介護方法の指導、認知症患者とその家族への支援
- (5) 看取りケア
- (6) その他  
精神的な問題の解決や社会性の拡大



- |  |                                   |
|--|-----------------------------------|
| □30分以上   | 402円/回                            |
| □ターミナルケア加算                                       | 2,500円/月 ※区分支給限度額対象外              |
| □専門管理加算（特定行為研修を修了した看護師が医師の指示のもと、計画的な医学的管理を行った場合） | 250円/月                            |
| □集合住宅減算1（同一敷地内又は隣接する敷地に居住する利用者にサービス提供を行う場合）      | 基本サービス費に一律10%減算                   |
|  | ※ 区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用います。 |
| □早朝・夜間加算   | 基本サービス費に25%増し                     |
| □深夜加算  | 基本サービス費に50%増し                     |

上記料金表は介護報酬単価の1割負担分を記載しております。一定以上の所得のある方は、2割又は3割負担になります。（介護保険負担割合証の提示をお願いします。）

☆その他の費用【保険適用外】 死後処置料 11,000円

#### 5. サービス提供時間について

- ・介護保険の訪問看護は上表の料金設定が基本とし、サービスに掛る時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者のケアプランに定められた目安の時間を基準とします。
- ・大雨、大雪等の悪天候の際、サービス提供の日時の調整を依頼する場合があります。

#### 6. キャンセル料について

サービスをご利用にあたり、以下の場合はキャンセル料を申し受けます。

- ・訪問したが、事前の申し出なく本人が留守であった場合  
(家人はいたが、当日サービスを受ける利用者が留守である場合も含みます)

ただし、以下の場合、キャンセル料は掛かりません。

- ・訪問予定時間の1時間前までにキャンセルを申し出る連絡をいただいた場合
- ・利用者さまの病状の急変や急な入院等の場合

キャンセル料（1訪問につき）

- ・一律 1700円

## 6. 訪問看護利用料金

### 【 医療保険 】

下記料金は、診療報酬単位の全額を記載しています。

利用者様の加入している医療保険証により自己負担額（1割～3割）が変わります。

- 訪問看護基本療養費（Ⅰ） 看護師、理学療法士等が訪問した場合  
5,550円（週3日まで）  
6,550円（4日目以降）  
准看護師が訪問した場合  
5,050円（週3日まで）  
6,050円（4日目以降）
- 訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者に同じ日に他の利用者様にも訪問した場合  
（同一日に3人以上）  
看護師、理学療法士等が訪問した場合  
2,780円（週3日まで）  
3,280円（4日目以降）  
准看護師が訪問した場合  
2,530円（週3日まで）  
3,030円（4日目以降）
- 訪問看護基本療養費（Ⅲ） 入院中の一時的な外泊時に訪問した場合  
8,500円（入院中1回）
- 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅰ  
13,230円（月の初日）  
3,000円（2日目以降）
- 機能強化型訪問看護管理療養費Ⅱ  
10,030円（月の初日）  
3,000円（2日目以降）
- 複数名訪問加算  
4,500円（看護師2人）  
3,800円（看護師・准看護師）
- 難病等複数回訪問加算  
4,500円（1日2回）
- 難病等複数回訪問加算  
8,000円（1日3回）
- 夜間・早朝・深夜加算  
2,100円（夜間・早朝）  
4,200円（深夜）
- 24時間対応体制加算  
6,800円（月1回）
- 退院時共同指導加算  
8,000円
- 退院支援指導加算  
6,000円

- |   |                    |
|---|--------------------|
| □特別管理加算   | 5,000円 (月1回)       |
|   | 2,500円 (月1回)       |
|   | 要件は介護保険と同じ         |
| □緊急時訪問看護加算  | 2,650円/日 (月14日目まで) |
|   | 2,000円/日 (月15日目以降) |
| □長時間訪問看護加算  | 5,200円 (週1回)       |
| □ターミナルケア療養費1                                      | 25,000円            |
| □ターミナルケア療養費2                                      | 10,000円            |
| □専門管理加算 (特定行為研修を修了した看護師が医師の指示のもと、計画的な医学的管理を行った場合) | 2,500円/月           |
| □ベースアップ評価料 (I)                                    | 780円 (月1回)         |
| □難病複数回訪問加算  | 1日2回の場合            |
|   | □同一建物1人 4,500円     |
|   | □同一建物2人 4,500円     |
|   | □同一建物3人以上 4,000円   |
|   | 1日3回以上の場合          |
|   | □同一建物1人 8,000円     |
|   | □同一建物2人 8,000円     |
|   | □同一建物3人以上 7,200円   |
| □訪問看護医療DX情報活用加算                                   | 50円                |

また、14日を期間として特別訪問看護指示を受けた訪問もできます。(訪問回数制限なし)

注) がんターミナルと診断され、主治医が「在宅がん医療総合診療料」を算定する場合があります。

# 共通事項説明書

(居宅介護支援、介護予防支援、訪問介護、訪問看護・介護予防訪問看護)

## 1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 とみた
- (2) 所在地 和歌山県岩出市紀泉台432
- (3) 電話番号 (0736) 61-3722
- (4) 代表者名 代表取締役 富田 敬子

## 2. 個別サービス計画書

事業所は個別のサービス計画を作成し、利用者に交付します。

## 3. 介護保険被保険者証について

介護保険被保険者証は市町村より郵送されてきた場合は、担当ケアマネジャーまたは各サービス担当者にご連絡下さい。各事業者が内容を確認次第ご返却致します。

## 4. ケアプラン・介護計画に係る関係資料の情報提供について

居宅介護支援事業者および介護予防支援事業者又はサービス事業者は情報を共有して計画立案し、サービスの実施・担当者会議の開催等行うために、各種情報提供に同意下さい。

## 5. 利用料について

- ・各サービスの利用料等の請求につきましては、毎月10日頃に請求書をご自宅に発送致します。
- ・利用料はご自宅に請求書が届いてから月末までの間にお支払いをお願いします。お支払いの方法は、原則として口座振替サービスをご利用下さい。(ただし、要支援・要介護認定の結果が出ていない方については当月に利用請求ができない為、認定結果が出次第、請求いたします。)

(取扱指定金融機関…紀陽銀行・郵便局)

なお、口座振替日は毎月27日頃です。

## 6. キャンセルについて

サービス実施日の提供時間までに、遅滞なく各事業所あてに電話等で連絡をお願いします。

## 7. 苦情に対する窓口

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を設置しています。

サービスに関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応いたします。

とみたの家	相談担当者	高幣 貞宏	(0736) 61-3722
岩出市役所	保険介護課	介護保険係	(0736) 62-2141
紀の川市役所	高齢介護課		(0736) 77-2511
和歌山市役所	介護保険課		(073) 435-1190
和歌山県国民健康保険団体連合会			(073) 427-4662

## 8. 事故発生時の対応について

サービス実施中に利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者・事故対応の担当者に報告し対応しております。

事故対応担当者 高幣 貞宏 (0736) 61-3722

## 9. 個人情報の使用について

下記に記載するところにより、利用者及び利用者の家族の個人情報について、必要最小限の範囲内で使用します。また、従業者はサービスを提供する上で、知り得た利用者及び家族に関する事柄等の秘密保持を義務付けております。

### (ア) 使用目的

- ① 利用者のためのケアプラン、居宅サービス及び介護予防サービス計画書に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、またはケアプラン、居宅サービス及び介護予防サービス計画に定められたケアマネジャーや、訪問介護員、看護師、関連するサービス事業者及び主治医やインフォーマルサービス提供者との連絡調整などにおいて必要な場合。
- ② 利用者に医療上緊急の必要性がある場合には、主治医等の医療機関等に契約者に関する心身等の情報提供をできるものとする。

### (イ) 使用する期間

ケアプラン、居宅サービス及び介護予防サービス、訪問介護サービス、訪問看護サービス計画書の位置づけられている期間まで

### (3) 条件

- ① 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外のものに漏れることのないように細心の注意を払うものとする。
- ② 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録するものとする。
- ③ 利用者及び家族から依頼があった際のサービス提供記録、サービス計画の開示。

## 10. サービス利用について

利用者・家族様による暴言、暴力、嫌がらせや誹謗中傷などの迷惑行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメントを固くお断りしています。場合によってはサービスの中断や契約を解除する場合があります。

## 重要事項説明書の確認

事業者名	所在地	和歌山県岩出市紀泉台432番地
	法人名	有限会社 とみた
	代表者名	代表取締役 富田 敬子
	該当する事業所 (サービス名)  該当事業所に☑ を記入	<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所とみた (居宅介護支援、介護予防支援) ※第三者評価の実施状況 (なし)・有り [ 実施した直近の年月日 : _____ ] [ 実施した評価機関 : _____ 結果の開示状況 : _____ ]
	<input type="checkbox"/> 訪問看護ステーションとみた (訪問看護、介護予防訪問看護) ※第三者評価の実施状況 (なし)・有り [ 実施した直近の年月日 : _____ ] [ 実施した評価機関 : _____ 結果の開示状況 : _____ ]	
	<input type="checkbox"/> ホームヘルパーステーションとみた (訪問介護) ※第三者評価の実施状況 (なし)・有り [ 実施した直近の年月日 : _____ ] [ 実施した評価機関 : _____ 結果の開示状況 : _____ ]	

別紙内容の説明を事業者から受け、サービス利用及び個人情報の使用について承諾しました。  
 ※当説明書はサービス終了時まで保管するものとします。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

署名 \_\_\_\_\_

家族代表・代理人

署名 \_\_\_\_\_ ( 続柄 \_\_\_\_\_ )

サービス契約の締結に当たり、重要事項及び個人情報の使用について説明しました。

年 月 日 説明者自署 \_\_\_\_\_  
 年 月 日 説明者自署 \_\_\_\_\_  
 年 月 日 説明者自署 \_\_\_\_\_